

鉱業法関係手数料令 第一条関係

納付しなければならない者	手数料の額（一件につき、単位：円）	
	収入印紙の場合	電子申請の場合
一 法第18条第2項の規定により試掘権の存続期間の延長の申請をする者	42,900	40,500
二 法第21条第1項の規定により鉱業出願をする者		
試掘権の設定	71,800	68,200
採掘権の設定	112,600	109,100
三 法第30条第1項の規定により鉱業出願地の増減の出願をする者		
試掘出願地の増加又は増加及び減少	46,700	45,600
試掘出願地の減少	10,800	10,100
採掘出願地の増加又は増加及び減少	51,500	50,400
採掘出願地の減少	14,300	13,500
四 法第39条第1項の規定により鉱業申請をする者		
試掘権の設定	71,900	68,300
採掘権の設定	113,100	109,500
五 法第41条第1項の規定により採掘権の設定の申請をする者	112,600	109,100
六 法第44条第1項の規定により鉱区の増減の出願をする者		
試掘鉱区の増加又は増加及び減少	63,200	59,400
試掘鉱区の減少	20,600	17,100
採掘鉱区の増加又は増加及び減少	87,500	83,700
採掘鉱区の減少	24,900	21,400
七 法第45条第1項の規定により鉱区の増減の申請をする者		
試掘鉱区の増加又は増加及び減少	53,600	49,700
試掘鉱区の減少	18,500	15,000
採掘鉱区の増加又は増加及び減少	67,800	64,000
採掘鉱区の減少	22,800	19,300
八 法第50条第1項又は第2項の規定により採掘鉱区の分割又は合併の出願をする者	83,400	80,000

九 法第 5 1 条の 2 第 1 項の規定により鉱業権の移転の許可の申請をする者	3 2, 0 0 0	2 8, 9 0 0
十 法第 5 1 条の 3 第 1 項の規定による届出をする者	2 7, 8 0 0	2 5, 6 0 0
十一 法第 6 6 条第 4 項の規定により決定の申請をする者	3 5, 6 0 0	3 3, 0 0 0
十二 法第 6 7 条の規定による届出をする者	1 2, 0 0 0	1 1, 0 0 0
十三 法第 7 6 条第 4 項の規定により租鉱権の存続期間の延長の申請をする者	4 2, 5 0 0	4 0, 1 0 0
十四 法第 7 7 条第 1 項の規定により租鉱権の設定の認可の申請をする者	7 2, 7 0 0	6 9, 0 0 0
十五 法第 7 8 条第 1 項の規定により租鉱区の増減の申請をする者		
租鉱区の増加又は増加及び減少	5 2, 6 0 0	4 9, 0 0 0
租鉱区の減少	1 4, 5 0 0	1 1, 0 0 0
十六 法第 9 0 条の規定により決定の申請をする者	6 0, 7 0 0	5 8, 0 0 0
十七 法第 1 0 1 条第 1 項の規定により土地の立入り又は竹木の伐採の許可の申請をする者	1 3, 0 0 0	1 0, 4 0 0
十八 法第 1 0 6 条第 1 項の規定により土地の使用又は収用の許可の申請をする者	9 3, 4 0 0	9 0, 6 0 0
十九 法第 1 4 0 条第 1 項の規定により実地調査を依頼する者	5 0, 6 0 0	4 8, 3 0 0

鉱業法関係手数料令 第二条関係

納付しなければならない者	金額(収入印紙)	電子申請等による場合 における金額
一 鉱業原簿又は閉鎖鉱業原簿（ 鉱区図帳及び租鉱区図帳を除く 。）の謄本又は抄本の交付の請 求をする者	用紙１枚につき ９８０円	用紙１枚につき ７５０円
二 鉱区図帳又は租鉱区図帳の謄 本の交付の請求をする者	鉱区若しくは租鉱区の 面積３０ヘクタール又は河床 の延長８キロメートルにつき ２０８０円	鉱区若しくは租鉱区の 面積３０ヘクタール又は河床 の延長８キロメートルにつき ２０５０円
三 鉱業原簿若しくは閉鎖鉱業原 簿又はその附属書類の閲覧の請 求をする者	一鉱区又は一租鉱区に つき ８２０円	一鉱区又は一租鉱区に つき ４９０円